

議案第 23 号

三田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

三田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）

第3条第2項の規定に基づき、三田市における生産緑地地区の区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。